

旭川市空家等対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第3項の規定に基づき、旭川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 旭川市空家及び空地の適切な管理に関する条例（平成26年条例第52号）第6条第8項の規定により、会長はその職務を代理する者として次のとおり指名する。

- (1) 担当副市長
- (2) 建築部長（担当副市長が代理できない場合）

(協議会の招集)

第3条 協議会の会議は会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第4条 会議の議長は、委員が互選する。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、必要とあると認めるときは、議事に関係のある関係者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、建築部建築指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月22日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年3月28日から施行する。